

トヨタ関連部品健康保険組合 御中

常務理事	事務長	GL	担当

下記のとおり、健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

健康保険限度額適用認定申請書

令和 年 月 日 提出

被保険者	被保険者等 (右づめ)	記号		番号		記号番号が不明の場合、マイナンバーを記入							
	氏名	フリガナ				生年月日				年齢			
						昭和・平成	年	月	日				
	自宅住所	〒 -											
電話番号	() - < 自宅・携帯・職場 >												
適用対象者	氏名	フリガナ	続柄	生年月日				年齢					
				昭・平・令	年	月	日						
療養(予定)期間	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 ・入院日 令和 年 月 日 (決定・予定) ・退院日 令和 年 月 日 (予定・見込み)												
確認事項 (すべて記入)	◎今回の傷病は、ケガですか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ →「はい」の場合は、ケガの詳細をご記入ください。												
	▶ 負傷日	令和 年 月 日 (曜日) 時頃											
	▶ 傷病名	▶ 部位 (例: 右足、首など)											
	▶ どこで	自宅・会社・学校・その他()											
	▶ どのように												
◎傷病の原因は、交通事故・けんか等によって受傷したものですか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ →「はい」の場合は、『第三者行為による傷病届』を提出してください。													
◎傷病の原因は、業務上・通勤途中に負傷・発症したものですか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ													
◎適用対象者は医療助成受給者ですか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ →「はい」の場合に記入 <input type="checkbox"/> 障がい者医療(全疾病) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療 <input type="checkbox"/> 妊産婦医療 ※上記の医療助成対象者は、『受給者証のコピー』を提出してください。													
「認定証」送付先 (ご希望の送付先に ✓を付けてください)		<input type="checkbox"/> 会社経由での受け取り <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 申請代行者				認定証 交付申請		<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 更新 認定証終了日 (/)					

※被保険者以外が申請する場合に記入

申請代行者	氏名					被保険者との関係	
	代行の理由	<input type="checkbox"/> 被保険者が療養中のため <input type="checkbox"/> その他 ()					
	住所 (被保険者と同一の場合は不要)	〒 -				Tel () -	
(病院の場合は、病院に事前に了承を受けてください。また病院名、部屋番号まで記入してください)							

申請書送付先 問合せ先	トヨタ関連部品健康保険組合 資格給付グループ 〒471-0026 愛知県豊田市若宮町2-66 豊田グランドビル2F TEL : 0565-41-7412
----------------	--

【申請の流れ】

申請書を健保組合へ郵送してください。

申請書到着後、2～3日以内に認定証を指定送付先へ郵送します。

認定証は、会計前に提示が必要です。

日程に余裕を持って手続きをお願いします。

※認定証が間に合わない場合は、通常通り、医療機関へ医療費をお支払いください。

自己負担額が月3万円を超える場合は、原則、受診月の3～4ヶ月後に事業所経由で給付金が自動給付されます（保険適用分に限る）

【注意事項】

1. 認定証の適用期間は、**原則、本申請書を健保が受付した月の一日**からとなります。
受付月の前月に遡っての適用はできません。
2. 認定証の有効期限は、申請月から3ヶ月間です。
療養予定期間が、入院3ヶ月以上または通院の場合は、申請月から1年です。
有効期限が切れましたら、再度申請書を健保組合へ提出してください。
3. 被保険者(本人)が非課税者の場合、健保組合へご連絡ください。
4. 有効期限に達した時は速やかに健保組合へ返却してください。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

～ マイナンバーカードの保険証利用について詳しくはこちら ～
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html